

一般社団法人日本寝具寝装品協会

第 12 期役員会中間報告議事録

〔日 時〕	令和 7 年 10 月 22 日 (水) 13 時 30 分～15 時 00 分
〔場 所〕	JBA 事務所およびオンライン (ZOOM) によるハイブリッド
〔出席者〕	西川八一行会長、河田敏勝副会長、池田晃理事、伊藤忠一理事 河元智行理事、小杉源一郎理事、仁居津裕監事 山本健一郎監事、村本修一専務理事
〔代理傍聴〕	アキレス(株)木原清二様、西川(株)田邊久人様、山甚物産(株)丸山敦司様
〔欠席者〕	日景一郎理事
〔事務局〕	稲本眞吾、保崎朋広、長谷川孝
〔報 告〕	令和 7 年第 12 期事業報告 (中間決算報告、委員会・事業部会事業報告) 河田委員長、小杉委員長、河元委員長、事務局

- 〔配布資料〕
 - 1, 令和 7 年度 第 12 期中間決算書
 - 2, 第 12 期中間理事会事業報告スライド
 - 3, 5 か年計画 (～令和 10 年) 試算
 - 4, 睡眠環境寝具指導士 厚生労働省団体検定に向けて
 - 5, ヘルスケア認定寝具防災型の基準 (案)
 - 6, ヘルスケア認定寝具防災型 佐賀県実証実験企画書
- 〔投影資料〕
 - 1, ヘルスケア認定寝具の加盟企業 アンケート
 - 2, コンプライアンス委員会 調査・入電情報
 - 3, コンプライアンス委員会 ネット調査状況

〔議 事〕

事務局より、JBA 定款第 36 条「理事会は過半数の出席で成立する。」条項に適合している旨の報告と共に、定款第 35 条「理事会議長は会長が行う。」条項により、西川会長を議長に選出し、挨拶と共に、会議での進行を考慮し報告の一括承認が提案され、了承の後に報告が開始された。

議長より事務局に対して、令和 7 年第 12 期中間決算報告、並びに決算見通し、下期修正行動計画の報告説明が求められ説明を行った。

続いて、コンプライアンス委員会河田委員長、需要創出・啓発委員会小杉委員長、事業

活性化委員会河元委員長からそれぞれの委員会で行うべき項目についての進捗状況報告が行われ、事務局から補足説明を行った。

続いて議長より事務局に対して、事業部会の報告が求められ、ヘルスケア認定寝具事業と今後の防災型、睡眠環境寝具指導士事業、関係省庁へ具申及び、情報の共有を行った。

その後、質疑応答が行われ、下記①②③とおりの情報共有を行った。

①ネットパトロールにより、品質表示や法律を無視した商品が多数流通しており、実質的な販売の場である EC モール側に責任を持たせるべきとの意見が出た。この「いたちごっこ」を防ぐため、モール運営者に出品者チェックの責任を負わせる法制化または行政通達が必要と提案があった。今後は海外での訴訟事例も活用し、違反事例を「生活者の被害」として整理することで、プラットフォームのチェック義務化実現に向け、粘り強く当局への働きかけの継続をする。

②SBI 認定制度は計画未達となったものの、資格保有者がライブコマースで販売することで信頼性・売上向上に繋がるという成功事例が示された。この価値を最大化するため、早急に厚生労働省の団体等検定制度に認定させることを最優先とし、有効な広報を積極的に行い、資格の市場価値と受験者数の増加を加速度的に進める。その上で、より初歩的な資格制度を併せて創設する検討も行い、幅広い層の獲得を目指す。

③ヘルスケア認定の課題は、申請企業が少なくことや費用対効果の不明瞭さにあり、今後は認知を企業、一般の両方に広げることを最優先とする。これに加え、ボリューム価格帯の商品も取得しやすい基準への見直しを検討、防災型の追加認定で価値を広げ、相乗効果を生む。企業の製品広告でのマーク積極掲載を促すとともに、公的機関への働きかけも強化する。市場における優位性を確立し、認定制度の普及と活用を推し進める。その後議長より、すべての報告について出席者の承認をいただいたことを報告。「全ての報告を終えた」旨の発言をもって報告会を終了した。

最後に、事務局より本日は初めての理事会中間報告にて、出席者に本日の理事会報告議事は定款38条の定めるところにより、議事録を作成、出席した理事及び監事が議事録に署名又は記名押印するとあるが、代表して専務理事の署名にて保管させていただく旨と、3月の理事会、6月の定期総会の日程の早期決定について、調整メールを発信し、11月末を目途に返答していただくことをお願いした。

以上で「役員会中間報告会を閉会する。」との発言を以って理事会を終了した。

以上

令和 7年 10月 24日

議事録署名者

専務理事

村本 修一

